

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画

討 議 要 綱

【総務行政・まちづくり編】

新しい大好きを

心、わきたつ美の里へ

令和7年7月29日

目次

はじめに	1
第1編 「心、わきたつ」まちづくりの推進	2
施策27 移住・定住を促進するための対策	2
27-1 施策の目的	2
27-2 現状と課題	2
27-3 施策の展開	3
27-4 施策の指標	3
27-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	3
施策28 地域公共交通を充実するための対策	4
28-1 施策の目的	4
28-2 現状と課題	4
28-3 施策の展開	4
28-4 施策の指標	4
28-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	5
施策29 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進	6
29-1 施策の目的	6
29-2 現状と課題	6
29-3 施策の展開	6
29-4 施策の指標	6
29-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	7
施策30 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策	8
30-1 施策の目的	8
30-2 現状と課題	8
30-3 施策の展開	8
30-4 施策の指標	8

30-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	9
施策 31 関係人口の拡大と住民交流を促進するための対策	10
31-1 施策の目的	10
31-2 現状と課題	10
31-3 施策の展開	10
31-4 施策の指標	10
31-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	10
施策 32 非核・平和社会の理念の継承	11
32-1 施策の目的	11
32-2 現状と課題	11
32-3 施策の展開	11
32-4 施策の主要指標	11
32-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	11
第2編 持続可能な行財政運営	12
施策 33 行政運営の効率化と DX の推進	12
33-1 施策の目的	12
33-2 現状と課題	12
33-3 施策の展開	13
33-4 施策の指標	13
33-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	13
施策 34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策	14
34-1 施策の目的	14
34-2 現状と課題	14
34-3 施策の展開	14
34-4 施策の指標	14
34-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	14
施策 35 財政を健全化するための対策	15

35-1	施策の目的	15
35-2	現状と課題	15
35-3	施策の展開	15
35-4	施策の指標	16
35-5	施策の主な取組（関連する事務事業）	16

はじめに

現代の地方自治体は、かつてないほど多様で複雑な課題に直面しています。人口減少と少子高齢化の進行、地域経済の停滞、地球温暖化への対応、そして住民ニーズの多様化など、社会構造の変化に伴う影響は地域のあらゆる分野に波及しています。

2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生の取組がはじまってから10年が経過しましたが、人口減少と首都圏への人口集中の大きな流れを是正するには至っておらず、国は、地方自治体が主体的に行う地域の魅力創出と、地域に住む人々の多様な幸せにつながる施策展開を支援するとしています。

本町においても、こうした社会的潮流と同様の課題が顕在化しており、持続可能な発展を実現するためには、行政だけでなく、住民、地域団体、事業者、関係団体など、多様な主体が連携し、地域の課題に対して協働して取り組むことが求められています。

人口動態の変化は町の将来に大きな影響を与えています。進学や就職、婚姻などを契機とした若年層の転出による社会減、出生数の減少と死亡数の増加による自然減が進行しています。これにより、地域活動の担い手不足や社会保障費の増大といった新たな課題が生じており、住環境の整備、雇用の創出、子育て支援、教育環境の充実など、包括的な対策が求められています。

地域社会の多様性への対応も重要な問題です。LGBTQや障害のある方、外国人など、多様な背景を持つ人々が互いに人権を尊重し合い、誰もが活躍できる地域社会の実現に向けた取組が進められています。

国際交流や姉妹都市との連携、ふるさと納税を活用した町の魅力発信など、外部とのつながりを強化することで、関係人口の増加や地域の活性化を図ることも期待されています。

行政運営においては、限られた財源と人材の中で、効率的かつ効果的なサービス提供が求められています。アウトソーシングの検討や内部統制の強化、人材育成、ICTの活用など、組織体制の見直しと業務の効率化が進められていますが、住民満足度の向上と行政の信頼性確保が重要な課題となっています。財政面では、新たな財源の確保や効率的な公共施設の管理運営といった取組を通じて、健全な財政運営の確立を目指していますが、今後も持続可能な財政基盤の構築が不可欠です。

このように、本町は多岐にわたる課題に直面しながらも、それぞれの分野で着実に取組を進めていく必要があります。本稿は、令和8年度から令和12年度までの5か年度の本町の「まちづくり政策」と「行財政運営政策」の展開を考えるための視点・論点を整理したものであり、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の第3期基本計画を策定するための考え方や方向性を示したものです。

本町が目指す将来像の実現に向けた施策の展開が求められています。

第1編 「心、わきたつ」まちづくりの推進

地方では人口減少と高齢化が深刻化しており、地域社会の維持が困難になりつつあります。特に若年層の流出が顕著に見られ、労働力不足や地域経済の衰退につながるものと懸念されています。一方で、テレワークの普及やライフスタイルの多様化が進み、自然環境や生活コストの低さといった地方の魅力が再評価されています。政府も地方創生の一環として、移住支援制度や地域おこし協力隊などの施策を展開し、都市から地方への人の流れを促進していることから、地方への移住・定住は、地域の持続可能性を高める重要な取組とされています。

本町においては、令和6年4月に人口戦略会議が発表した地方自治体持続可能性分析レポートにおいて「消滅可能性自治体」から脱却したものの、町全体の人口は減少傾向にあります。また、高齢化が進む中で、住民による主体的な地域活動の維持が困難となっています。

これら課題の解決には、若年層の移住と定住促進に向けた取組を進めていく必要があります。地域の資源をいかし、若者や子育て世代が「この町で暮らしたい」と思えるような魅力的なライフスタイルを描き、町民一人一人が主役となって未来を創る“わきたつ心”を呼び起こすことが、持続可能なまちづくりにつながります。魅力的なまちづくりを行い「選ばれる地域」になる施策展開が重要となります。

施策27 移住・定住を促進するための対策

27-1 施策の目的

施策の目的	人口減少を抑制するため、魅力的なまちづくりを行い移住・定住を促進します。
-------	--------------------------------------

27-2 現状と課題

- ① 少子高齢化の進行により人口減少が見込まれる中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。一方で、全国では都市部から人を呼び込んでいる自治体が見られるなど、移住・定住を促進するためには、魅力あるまちづくりが重要となっています。
- ② 移住・定住化の促進には、雇用、子育て・教育環境などの取組とともに、住環境に対する取組は欠かせないものとなります。これまで、人口減少の抑制に寄与してきた駅東地区については、宅地分譲が終了していることから、新たな住環境の創出に向けた取組が必要となります。
- ③ 人口減少が進む中、空き家・空き地が年々増加しています。空き家・空き地の中には適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。また、小牛田駅西側の商店街をはじめ、町内の各商店等にあっても、人口減少や店主の高齢化、跡継ぎ不在などによる閉店が散見され、町のにぎわいが失われ住民生活に支障が及ぼすことが心配されます。今後、空き家・空き地の有効活用を促進させる必要があります。
- ④ 令和4年度から地域おこし協力隊を設置し、地域住民、関係団体と連携した活動に取り組んでいます。今後も、地域おこし協力隊の活動をととした町の魅力創出と情報発信を行い、移住・定住の促進につなげていく必要があります。

- ⑤ 結婚に対する価値観の多様化、地域社会での人間関係の希薄化などにより、晩婚化・未婚化が進んでいます。特に、進学、就職、婚姻等をきっかけとする若年人口の減少が顕著となっており、地域での出会いの機会が減り、結婚につながりにくい状況となっています。

27-3 施策の展開

- ① 新たな住環境の創出に向け、地域の状況把握を行うとともに、民間事業者と連携した住宅開発の取組を推進します。また、新たな住宅などへの若年層の移住を促進させるための支援を検討します。
- ② 空き家・空き地の所有者に対し空き家バンク制度の周知を行い、空き家・空き地及びこれまで登録実績のない空き店舗の空き家バンクへの登録促進を図ります。また、民間事業者へ登録物件の情報を提供することで、利用希望者とのマッチングを推進し移住・定住及び地域の活性化を図ります。
- ③ 地域おこし協力隊を設置し、地域外の人材を積極的に誘致します。また、地域おこし協力隊の活動をととして、地域コミュニティの維持・活性化、地域資源の発掘と利活用を推進し、それを広く美里町の魅力としてPRすることで、関係人口の拡大や移住・定住の促進につなげます。
- ④ 将来のまちづくりの担い手となる後継者の結婚を支援するため、出会いの機会の提供や相談体制の充実を図ります。

27-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

27-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 住環境の整備などによる移住・定住を促進する取組（官民連携住環境整備促進事業）
② 空き家バンクを活用した移住・定住を促進する取組（空き家空き地利用促進事業）
③ 地域外人材の積極的誘致による町の魅力創出の取組（地域おこし協力隊設置事業）
④ 将来の担い手の安定的な生活を支援する取組（後継者対策事業）

施策 28 地域公共交通を充実するための対策

28-1 施策の目的

施策の目的	住民ニーズに適応した地域公共交通を確保します。
-------	-------------------------

28-2 現状と課題

- ① 鉄道は住民の重要な交通手段の一つです。利便性の向上のため、増便、車両の増設等、利用者の意向を反映させていく必要があります。また、コロナ禍により J R 小牛田駅乗車人員は一時的に減少し、現在は回復基調にありますが、更なる利用促進に向けた取組が求められています。
- ② 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する 4 路線をバス運行事業者に委託し実施しています。利用率が低調な路線の利便性・効率性の向上が必要です。また、南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しており、利用者の高い満足度を維持する必要があります。
- ③ 住民のライフスタイルの変化により地域公共交通に対するニーズも変化しています。公共交通に対する住民ニーズの把握と検討が必要です。

28-3 施策の展開

- ① J R 東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上に向け、宮城県及び沿線自治体並びに J R と連携し、利用者ニーズに則した要望活動を実施します。また、鉄道愛好者との交流を通じ、鉄道を「軸」とした地域活性化策を検討し、鉄道の利用促進や小牛田駅周辺におけるイベント開催などにぎわい創出を図ります。
- ② 住民バス事業について、利用率が低調な路線について調査を実施し、バス停の変更やダイヤ改正など地域の実情を踏まえた効率的な運行の検討を行います。また、デマンドタクシーの利用者の要望及び意見を集約し、デマンドタクシーの利便性向上に努めます。
- ③ 地域公共交通に対する住民ニーズの把握を行います。また、利便性や効率性を踏まえ、ボランティア輸送等の新たな交通手段の検討を行います。

28-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

28－ 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	鉄道の利便性向上・利用促進に向けた取組（鉄道利用促進対策事業）
②	住民バス等の利便性向上と効率的な運営（公共交通確保維持事業）
③	住民ニーズを踏まえた新たな交通手段を検討する取組

施策 29 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進

29-1 施策の目的

施策の目的	再生可能エネルギーの利用促進と省エネ設備の導入を促進することにより、温室効果ガス排出量を削減します。
-------	--

29-2 現状と課題

- ① 本町では、2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、当面の目標として 2030 年度までに温室効果ガス排出量を約 46%削減（2013 年度基準比）することとしています。目標達成に向けて取組を加速させるためには、行政と住民、事業者、関係団体等の意識の共有と具体的な行動への移行が必要です。
- ② 脱炭素の実現には、住民や事業者等への効果的な啓発活動が重要となります。単なる情報提供ではなく「自分ごと化」による共感の形成を行うとともに、学校教育や事業者と連携した具体的な取組が必要です。
- ③ 本町では、公共施設への太陽光発電設備の導入・照明の LED 化により、再生可能エネルギーの利用促進と省エネ化を進めてきました。今後は、公共施設の更なる省エネ化に向けた検討が必要です。

29-3 施策の展開

- ① 住民や事業者等への啓発活動に取り組みます。日常生活や地域産業への効果などの身近なテーマから脱炭素の必要性の啓発を行います。また、小学校で行われている ESD 教育や、地域の再生可能エネルギー活用の先進事例と係し、地域ぐるみの共感形成を行うことで、家庭や個人、地域及び事業者の行動へとつなげます。
- ② 公共施設の省エネ化、高効率化に取り組むとともに、公共施設で使用する電力について再生可能エネルギーを由来とする電力への切替えを行います。また、公用車の電気自動車等への更新を進め、温室効果ガスの削減とともに維持経費の削減に取り組めます。

29-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

29－ 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	地域の脱炭素化を促進する取組
②	公共施設等の脱炭素化を促進する取組（公共施設等二酸化炭素削減・エネルギー利用効率向上対策事業）

施策 30 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策

30-1 施策の目的

施策の目的	住民活動の活性化により、活力あふれる地域づくりの推進を図ります。
-------	----------------------------------

30-2 現状と課題

- ① 住民が地域課題に自ら向き合い、課題解決のために行政と協働しながら主体的に取り組むことが重要となっています。本町では、行政区ごとに、地域の特色をいかした地域づくり事業が行われていますが、参加者の高齢化が進んでおり、活動の継続が課題となっています。
- ② 多様化する現代社会において、持続可能な地域づくりには、同じし好の住民によるテーマ型コミュニティの形成が有効です。住民間の横のつながりの強化が必要となっています。
- ③ 地域づくり活動の拠点となる地域の集会施設等について、施設の修繕、備品等の整備を支援していますが、一部の施設では、老朽化等が課題になっています。
- ④ 男女が性別にかかわらず対等に社会に参画し、責任と利益を分かち合う社会を目指す取組の推進が求められています。また、LGBTQをはじめ、障害者、外国人などが互いに人権を尊重し、一人一人が活躍できる地域社会を実現することが求められています。

30-3 施策の展開

- ① 地域で行われているコミュニティ活動支援や特色ある活動を幅広く周知することで、幅広い年齢層の参加を促進し、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ② 同世代や同じし好を持つ住民同士によって開催されるイベントを通じて多様な交流を推進するとともに地域への愛着や参画意識を高めます。
- ③ 地域の要望を把握し、集会施設等の建設・修繕や備品等の整備を支援します。
- ④ 男女共同参画社会を推進するとともに、多様な人々が共生できる地域社会の実現に向けた啓発活動を行います。

30-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

30-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 地域活動の活性化を支援する取組（地域づくり支援事業、地域活動団体支援事業）
② 集会所等の施設整備を支援する取組（地域活動施設整備支援事業）
③ 男女共同参画を推進する取組（男女共同参画推進事業）

施策 31 関係人口の拡大と住民交流を促進するための対策

31-1 施策の目的

施策の目的	地域間交流を推進し、住民の交流を促進します。
-------	------------------------

31-2 現状と課題

- ① 福島県会津美里町、山形県最上町とイベント等とおし交流を図っています。今後は、関係自治体との連携を推進し、新たな交流の展開が求められています。
- ② 米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。国際社会に目を向けた人材の育成につながっています。

31-3 施策の展開

- ① 福島県会津美里町、山形県最上町との自治体間交流を行います。また、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している各自治体と連携し、新たな交流機会を創出します。
- ② 住民の国際理解を深め地域の国際化を推進するため、関係団体と連携を図り、米国ミネソタ州ウィノナ市からの訪町団受け入れ及び中高生の派遣を実施します。また、地域の外国人との交流を促進させるための多文化交流事業を開催します。

31-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

31-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 自治体間の相互交流を推進する取組（地域間交流推進事業）
② 国際交流を推進する取組（国際交流事業）

施策 32 非核・平和社会の理念の継承

32-1 施策の目的

施策の目的	啓発活動の推進により、非核・平和社会の理念の継承を図ります。
-------	--------------------------------

32-2 現状と課題

- ① 戦後 80 年が経過し、平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されています。町は平成 18 年 6 月に「非核・平和都市宣言」を行い、日本非核宣言自治体協議会に加入しました。核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目的とした自治体間の協力体制の構築に努めています。
- ② 戦争を知る世代が少なくなっている現在、戦争や原爆の悲惨さを語り継ぎ、伝える必要があります。次世代への平和教育を推進する必要があります。

32-3 施策の展開

- ① 平和社会の実現には、人材育成が重要であることから、中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、近代文学館及び小中学校を巡回する平和展やパネル展の開催など、次世代を担う小・中学生を対象に、効果的な事業の展開に努め、平和に対する意識の啓発を図ります。

32-4 施策の主要指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

32-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 非核・平和社会の実現に向けた取組（非核平和推進事業）

第2編 持続可能な行財政運営

地方自治体は、急速な人口減少と少子高齢化、そして地方分権の進展という大きな社会的変化の中で、持続可能な行財政運営を強く求められています。特に地方では、税収の基盤となる生産年齢人口の減少により、限られた財源の中で多様化する住民ニーズにこたえる必要があります。こうした背景のもと、地方自治体は中長期的な視点に立った計画的かつ健全な行財政運営を行うことが不可欠となっています。

行政運営においては、働き方が多様化し、雇用の流動化が進展する中、行政を担う人材を安定的に確保していくことが困難な状況になりつつあります。本町では、美里町第4次定員適正化計画を策定し、行政サービスの維持、向上を図る上で必要なマンパワーの確保に努めてきました。今後、行政需要の更なる多様化により業務が増加していく中、限られた人材で行政サービスを継続していくためには、組織運営の最適化、デジタル化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進など、行政における人的資源を有効に活用するための取組を進めることで、持続可能な行政運営を図っていきます。

財政運営においては、「第4次美里町財政健全化計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、財政の健全性確保に取り組んできました。この計画では、歳入の安定確保と歳出の抑制を柱に、将来世代への負担を抑えつつ、必要な行政サービスの維持を目指しています。特に、新中学校建設などの大型事業に伴う財政負担を見据えたシミュレーションを実施し、地方債の発行や償還計画についても慎重に検討してきました。

この結果、令和5年度の決算では、実質公債費比率や将来負担比率といった主要な財政指標も法定基準を下回る水準で推移し、一定の健全性を維持しています。しかしながら、高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策など、財政的課題は山積しており、持続可能な財政運営が強く求められます。

施策33 行政運営の効率化とDXの推進

33-1 施策の目的

施策の目的	限られた行政資源の効率的かつ効果的な活用を図ります。
-------	----------------------------

33-2 現状と課題

- ① 「美里町第4次定員適正化計画」を策定し、定員適正化に取り組んできました。公務員制度改革により、公務員の定年が段階的に延長されていますが、早期退職者の増加、公務員志望者の減少により、行政運営を担うマンパワーが不足していくことが懸念されます。
- ② 「第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画」に基づき、法令等の基礎知識の習得や実務能力向上のための研修を実施してきました。効率的な行政運営を推進するためには、職員一人ひとりの更なるスキルアップが必要です。
- ③ 限られた財源、職員数の中で行政サービスを維持していくためには、業務の効率化に向けた実施体制の検討を行う必要があります。業務のアウトソーシング、指定管理者制度の活用等を検討し、最適な業務の実施体制を構築していく必要があります。

- ④ 多様化する住民ニーズに対応するため、DX の推進による利便性向上が求められています。また、職員の確保が困難になる中で、DX の推進による業務効率化と省力化が求められています。
- ⑤ 広報紙や町ホームページを通じた基本的な情報発信に加え、今後は SNS 等を活用したプロモーション戦略を強化し、町の魅力や暮らしの情報をより多くの人に届けるとともに、必要な情報を必要な人へ“届くかたち”で発信する戦略的な広報の展開が重要です。

33-3 施策の展開

- ① 持続的な行政運営のためにはマンパワーが必要であることから、正規職員の安定的な確保に取り組みます。また、正規職員、定年前再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員の業務、役割の明確化を図り、行政における多様な人材の効果的かつ効率的な活用に努めます。
- ② 職場内研修（On the Job Training）及び職場外研修（Off the Job Training）を充実させ、職員のスキル向上に努めます。また、研修で習得したスキルの定着化に向けたフォローアップを行います。
- ③ これまで実施してきた業務のアウトソーシングの効果を検証するとともに、公の施設の特性を踏まえた指定管理者制度の運用方針の見直しを行うことで、サービス向上と経費削減を両立する業務体制の構築に取り組みます。
- ④ DX の目的と必要性を明確にし、費用対効果を踏まえた導入検証を行いながら、現状課題に即した DX を推進します。住民の利便性向上のため、行政手続のオンライン化や高齢者がスマートフォン等デジタル機器に慣れ親しむ取組を推進するとともに、行政運営の効率化のため、定型業務の自動化、AI の活用等デジタル技術の活用を図っていきます。
- ⑤ 情報の性質や対象層、各メディアの特性に応じて、最適な広報ツールを選択し、発信力の最大化を図っていきます。従来の広報に加え、SNS 等を活用した“攻めの発信”を推進し、町の魅力や取組がより多くの人に届き、動きを生み出すプロモーション力の向上を目指します。そのための庁内研修や実践を通じ、全庁的な体制づくりを進めていきます。

33-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

33-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 行政運営の効率化を推進する取組
② 情報発信力強化と DX の推進に係る取組

施策 34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策

34-1 施策の目的

施策の目的	公共施設を総合的かつ計画的にマネジメントし、財政負担の軽減を図ります。
-------	-------------------------------------

34-2 現状と課題

- ① 本町では、役場本庁舎を含む周辺公共施設の老朽化が進行しています。今後の人口減少を見据え、公共施設全体を包括した総合的かつ計画的なマネジメントを行っていく必要があります。
- ② 遊休化が進む町有地や施設は、地域の貴重な資源でもあります。創意工夫をいかしながら、有効活用に向けた検討を進め、町の魅力や活力につながる再生を図っていく必要があります。また、老朽化が進む施設については、利用状況を踏まえた今後のあり方について、検討を行う必要があります。
- ③ 個別施設計画の策定が行われていない施設があることから、今後の施設のあり方を踏まえ、策定の必要性を含め早急に検討を行う必要があります。

34-3 施策の展開

- ① 公共施設等総合管理計画で定めた公共施設の延べ床面積「2割削減」の目標達成に向け、施設の統廃合を進めます。
- ② 閉校となった町内3つの中学校跡地やその他の遊休地について、民間事業者と連携した活用検討を行い、地域の魅力創出と活性化につながる活用を行います。また、老朽化が進む高齢者福祉施設等について、今後のあり方の検討を行います。
- ③ 個別施設計画の策定を推進するとともに、適正な修繕、更新費用等の把握を行い、財政負担の軽減を図ります。

34-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

34-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 公共施設の計画的マネジメントを推進する取組（公共施設等マネジメント推進事業）
② 旧中学校施設の利活用を推進する取組

施策 35 財政を健全化するための対策

35-1 施策の目的

施策の目的	自主財源の拡充を図り、行財政運営の安定性を確保します。
-------	-----------------------------

35-2 現状と課題

- ① 「第4次美里町財政健全化計画」に基づき、地方債発行の抑制を図り元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化に努めてきましたが、大規模事業を実施した影響もあり地方債残高は増加しています。また、美里中学校の建設に要した起債償還、PFI契約の支払、物価高騰や金利上昇など、今後、より厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き、自主財源の確保と歳出の抑制が必要となっています。
- ② 日本銀行は、令和7年1月に政策金利を0.25%から0.5%へ引き上げました。今後も、経済・物価情勢の改善の状況に応じて政策金利を引上げ、金融緩和の度合いを調整していく方針を示しています。金利上昇に伴い、地方自治体は財政運営の安定性を確保するため、新たな財源確保策や債券運用方法の見直しを求められています。
- ③ 本町のふるさと応援寄附金（ふるさと納税）は県内でも低い水準にあり、競争の激化や住民の他自治体への寄附傾向が課題となっています。返礼品の厳格化が進む中、本町が選ばれるためには認知度向上と魅力ある返礼品の開発が必要です。また、企業が地方自治体の地方創生の取組を支援する地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の獲得に向け、魅力ある事業の創出が求められています。
- ④ 納税環境の整備や納付の呼びかけを継続的に行ってきたことで、現年度分の町税収納率は99.0%に達しています。残り1%の未収金については、税負担の公平性を確保するため、法令等に基づき、執行停止を含めた滞納処分を行っていく必要がありますが、限られた人材で効果的な滞納整理を進めるため、徴収体制の見直しが必要となっています。

35-3 施策の展開

- ① 健全な財政運営を推進するため、その行動指針として策定した「第5次美里町財政健全化計画」に基づき、町税をはじめとする自主財源の確保と歳出の抑制に取り組みます。
- ② 金利上昇局面における地方債の利払い負担を軽減するため、長期借入による償還額の平準化を行い、金利変動リスクの軽減を図ります。また、基金等の債券運用による利子収入の確保を図ります。
- ③ ふるさと納税による寄附額の増額に向け、返礼品となる特産品の魅力向上やSNSを活用したプロモーションの強化を地元事業者と連携し実施していきます。また、ふるさと納税を新たな販路として活用し、地域経済の活性化につなげます。さらに、企業版ふるさと納税の獲得に向け、企業からの共感を生むための魅力ある事業を創出し、積極的なPRに努めます。
- ④ 現年度分の町税収納率99.0%を維持するとともに、徴収体制の見直しを図ります。

35-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

35-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 健全な財政運営を推進する取組（財政健全化計画推進事業）
② ふるさと応援寄附金事業を推進する取組（ふるさと応援寄附金事業）
③ 町税の収納を向上する取組（町税収納向上対策事業）